

「リース会計基準」と「リース通達」との関係性について

谷 晶 範 恭

- 1 はじめに
- 2 ファイナンスリースの意義
- 3 売買処理¹の条件
- 4 売買処理・賃貸借処理それぞれの会計処理
- 5 逆基準性の問題
- 6 おわりに

1 はじめに

「リース通達」は、リース取引に関する税務上の規制を明確にする目的で、1978年（「リース取引に係る法人税および所得税の取扱いについて」（直法2-19））（以下「53年通達」と略す）および1988年（「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」（直法2-7））（以下「63年通達」と略す）に制定された。これらのうち、「53年通達」はファイナンスリースに係る取引のうち、リース期間がリース物件の法定耐用年数に比して著しく短いもの、および、リース物件を当初からユーザーに譲渡することが予定されているものについては、法形式上は賃貸借による取引であっても、経済的実質において売買があったものとして取り扱うという内容である。しかし、その後、リース取引が多様化し、リース期間がリース物件の法定耐用年数よりも「長い」形態（レバレッジド・リース）が現れるようになったため、それらを規制するために、「63年通達」が公表された²。

他方、1993年に、大蔵省の企業会計審議会から、日本のリース会計の取り扱いを定めた「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下「リース会計基準」と略す）が公表された。これを受けて1994年には、日本公認会計士協会（J I C P A）から、実務上の具体的な運用ルールを定めた「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（以下「実務指針」と略す）が公表された³。大蔵省は、この「リース会計基準」の設定の背景について以下のように述べている。「これまでの我が国の現行会計実務では、リース取引は、その

¹ 本稿の売買処理は谷晶範恭「脚注開示を中心とした「リース会計基準」の研究」『地域公共政策研究』地域公共政策学会、第10号、2004年では資本化処理を指す。

² 武田隆二『法人税法精説』森山書店、2000年、764頁

³ 茅根聡『リース会計』新世社、1998年、121頁

取引契約に係る法的形式に従って、賃貸借取引として処理されてきている。しかしながら、リース取引のうちには、リース物件からもたらされる経済的利益を借手側から実質的に享受し、かつ、当該物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する、いわゆるファイナンスリース取引と認められるものが増加してきている。かかるファイナンスリース取引については、その経済的実体が売買により当該物件を自己所有した場合と同様の状態にあることから、かかるリース物件とこれに対応する債務を借手側の企業で財務諸表に適切に開示し、その取引実体を財務諸表に的確に反映させるべきであるとの指摘がなされてきたところである。」この内容は、「リース通達」のうち、詳しくは第2章で述べるが、「53年通達」の趣旨と類似している。

「リース会計基準」設定以前は、「リース通達」が実質、リース取引における会計処理の指針となっていたが、「リース会計基準」設定の際の両基準の関係について醍醐は以下のように述べている。「わが国における最近のリース会計基準の設定の際にみられたように、企業会計の領域で特定の事象について基準を設定しようとしても、その事象について既に税務上の基準があり、それが会計慣行となっている場合には、税務上の基準と異なる企業会計基準を設定するのは容易ではない」⁴つまり、「リース会計基準」設定の際には、「リース通達」の影響を色濃く受けていたという内容である。

本稿では、この「リース会計基準」設定の際の「リース通達」の影響について詳しく検討していくことを目的としているが、具体的には「リース通達」「リース会計基準」、両基準の1.ファイナンスリースの意義、2.売買処理の条件、3.売買処理・賃貸借処理それぞれの会計処理を詳細に分析したうえで、「リース通達」が「リース会計基準」設定に及ぼした影響を検討し、さらに逆基準性の問題についても考察していく。

2 ファイナンスリースの意義

「53年通達」は、その趣旨で、「ファイナンスリースについては、その経済的実質において一般の賃貸借と異なる面を有しているところから、これを一般の賃貸借と同様に取り扱うことに課税上弊害があるとし、個々のリース取引の経済的実質に応じてこれを売買取引等として取り扱う」⁵としている。これはリース取引は実質的には購入資産と同様でありながら、法定耐用年数より著しく短い年数で賃貸借期間を設定し、その期間中のリース料を損金に参入することにより、借手側が減価償却を通じて損金に算入することに比べて早期に先行して費用を計上できるという課税上の弊害を是正するために設けられたものである。⁶

⁴ 醍醐聡「確定決算主義と逆基準性」『JICPAジャーナル』第6巻第5号、1994年、42頁

⁵ 直法2-19、直所3-25「リース取引に係る法人税及び所得税の取り扱いについて」1978年、趣旨

⁶ 新井清光、北村吉弘編著『リース会計と実務』税務経理協会、1995年、329～330頁

この通達では、ファイナンスリースの意義を次の(1)及び(2)いずれにも該当するリース契約に係る取引と定めている。まず、(1)リース期間が定められており、そのリース期間中に支払われるリース料の額の合計額が、少なくとも、リース会社におけるリース物件の取得価額及びその取引に係わる付随費用の額の合計額のおおむね全部を弁済するように定められていること。このうち「おおむね全部」とは原則としてリース会社におけるリース物件の取得価額およびその付随費用の額の合計額の90%に相当する金額以上である場合をいう。(基通12-5-1-1)そして(2)リース期間中における契約の解除が禁止されていることとなっている。これに対し、「リース会計基準」におけるファイナンスリース取引の要件は以下の(1)及び(2)の条件を満たす取引としている。(1)リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引(ノンキャンセラブル)で、(2)借手が当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引(フルペイアウト)⁷。これらを比較すると、「53年通達」の(1)が「リース会計基準」の(2)に該当し、「53年通達」の(2)が「リース会計基準」の(1)に該当することが分かる。つまり、両方とも①ノンキャンセラブル、②フルペイアウトが条件となっている。ただし、「リース会計基準」では、フルペイアウトについての「53年通達」の「リース物件の取得価額および及びその付随費用の額の合計額の90%に相当する金額以上」というような具体的な指針が示されていない。このようにフルペイアウトの具体的な数値をあげなかった理由は、具体的な数値をあげることによって、かえって「リース会計基準」の適用範囲を狭くすることを避けるためであり、「リース会計基準」は本来基本的な原則のみを規定すればよく、具体的なルールは「実務指針」に委ねるという立場をとったことによる⁸。「実務指針」では、所有権が移転するものに関しては、借手はリース物件からもたらされるすべての経済的利益を享受することができ、また、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用等のすべてをリース料として負担することになるので、ファイナンスリースとなるとしている(所有権移転ファイナンスリース取引)。また、所有権が移転しないものに関しては、①解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額のおおむね90%以上であること、②解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね75%以上であることの2つの要件を満たすものをファイナンスリースとしている(所有権移転外ファイナンスリース取引)。この内①は、割合こそ90%と「53年通達」と同じであるが、計算の根拠が、「53年通達」では上述したように「リース会社におけるリース物件の取得価額および及びその付随費用の額の合計額の90%」であるため、フルペイアウト

⁷ 企業会計審議会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」1993年、第3項

⁸ 北村敬子「ファイナンスリース取引に係る会計基準—借手側における会計処理基準—」『リース取引会計基準詳解』中央経済社、1994年、29頁

トの認識が若干異なる。「実務指針」におけるフルペイアウトの条件設定理由を北村は次のように述べている。「フルペイアウトに該当することになる基本的な条件は、リース物件の使用に伴って生ずるコストのほとんどすべてを借手が負担するということである。この条件に該当するか否かはリース料の総額がそのコストのほとんどすべてを支弁できるように定められているかどうかによって判断できるが、このような判断は貸手にとってのみ可能である。借手がリース契約から知り得るのは、通常の場合、リース料総額とリース期間のみであるので貸手のような判断をすることはできない。そこで借手はリース料総額を基礎として、リース開始日におけるリース物件の現在価値を算出し、これが当該リース物件の公正評価額（その物件が第三者間で通常の取引として売買される場合の価額をいう。）に相当するか否かによりフルペイアウトに該当するか否かを判断することになる。」⁹ このように、「実務指針」では、借手が貸手の当該リース資産の取得原価を知り得ないという事実から、フルペイアウトの基準に貸手の当該リース資産の取得原価を根拠とした計算式を採用していない。これに対し「53年通達」では、「リース物件の取得価額および及びその付随費用の額の合計額の90%に相当する金額以上」がフルペイアウトの条件とされており、上述のような考え方に基づけば、実際に割合を計算するのは難しいということがいえる。なお、「53年通達」、「実務指針」双方のフルペイアウトの基準を式で表したものが、表2-1である。

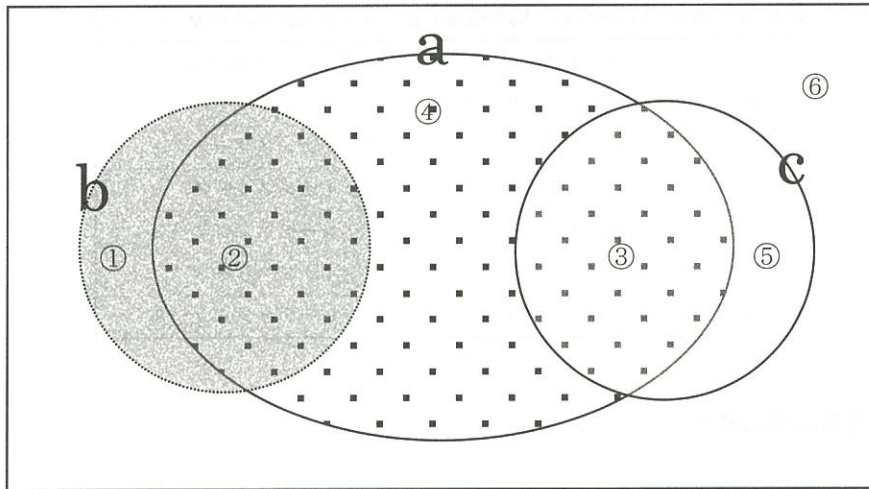
表2-1 フルペイアウトの基準

規 則	フルペイアウトとなる割合を求める条件式
「53年通達」	$\frac{\text{借手における当該リース資産の総支払リース料}}{\text{貸手における当該リース資産の取得価額}} \geq 90\%$
「実務指針」	$\frac{\text{解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値}}{\text{公正評価額}} \geq 90\%$

*) 公正評価額：当該リース物件を現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額

以上のことを総括すれば次のようになる。「53年通達」では、ファイナンスリースの定義では、所有権という概念はなく、ただ、ノンキャンセラブルとフルペイアウトを条件としていたが、「リース会計基準」及び「実務指針」では、所有権が移転するものについては、全てファイナンスリースとなり、所有権が移転しないものについては、一定の条件を満たしているものが、ファイナンスリースとなる。これらのことから日本においてリース取引をおこなった場合、ファイナンスリース取引の範囲は図2-1、表2-1のように6パターンの形態が考えられる。

⁹ 北村吉弘「リース会計基準の実務への適用指針」『リース取引会計基準詳解』中央経済社、1994年、77頁



- a・・・「53年通達」のファイナンスリースの範囲
 - (1) リース料総額がリース会社のリース物件の取得価額等の90%以上
 - (2) 中途解約の禁止
- b・・・「リース会計基準」の所有権移転ファイナンスリース取引の範囲
 - (1) 所有権移転有
- c・・・「リース会計基準」の所有権移転外ファイナンスリース取引の範囲
 - (1) 所有権移転無
 - (2) リース料総額の現在価値が、当該リース物件の見積現金購入価額の90%以上
 - (3) 解約不能のリース期間が当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね75%以上

図2-1 ファイナンスリースの範囲

この図2-1において①は「53年通達」ではファイナンスリースの要件は満たさず、オペレーティングリースとなるが、「リース会計基準」では所有権が移転することから、ファイナンスリースとみなされる取引を指す。②は「53年通達」のファイナンスリースの要件を満たし、かつ所有権が移転するため「リース会計基準」においてもファイナンスリースとみなされる取引を指す。③は「53年通達」のファイナンスリースの要件を満たし、所有権は移転しないが、所有権移転外ファイナンスリース取引の要件を満たすため、「リース会計基準」においてもファイナンスリースとみなされる取引を指す。④は「53年通達」のファイナンスリースの要件は満たすが、所有権は移転せず、かつ所有権移転外ファイナンスリース取引の要件を満たさないため、「リース会計基準」では、オペレーティングリースとなる取引を指す。⑤は「53年通達」のファイナンスリースの要件は満たさず、また所有権も移転しないが、所有権移転外ファイナンスリース取引の要件を満たし、ファイナンスリースとみなされる取引を指す。⑥は「53年通達」、「リース会計基準」両方におけるファイナンスリース取引の要件を満たさないため、両方においてオペレーティングリースとなる取引を指す。(表2-1 参照)

表 2-1 図 2-1 における「53年通達」と「リース会計基準」のリース区分

	「53年通達」	「リース会計基準」
①	オペレーティングリース	ファイナンスリース
②	ファイナンスリース	ファイナンスリース
③	ファイナンスリース	ファイナンスリース
④	ファイナンスリース	オペレーティングリース
⑤	オペレーティングリース	ファイナンスリース
⑥	オペレーティングリース	オペレーティングリース

3 売買処理の条件

「53年通達」では、ファイナンスリースすべてを売買処理するのではなく、以下のような規定を設けて売買処理の範囲を決定している。「次に掲げるリース取引については、当該リース取引に係るリース物件の引き渡しの時に売買が行われたものとして取り扱う。ただし、その賃借人における当該リース物件と同一種類のリース物件に係る既往のリース取引の状況、当該リース物件の性質その他の状況からみて、リース期間の経過後に当該リース物件がリース会社に返還され、又は廃棄されることが明らかな場合には、そのリース物件に係るリース取引については、売買として取り扱わないことができる」¹⁰

- (1) リース期間の経過後にそのリース物件を無償又は名目的な対価により賃借人に譲渡すること又は名目的なリース料により再リースすることがリース契約において定められているリース取引（契約書上それらのことが明示されていない場合でも、事実上、そのことが予定されていると認められるものを含む）
- (2) 土地、建物、建物付属設備又は構築物（移設が比較的容易なものを除く）を対象とするリース取引
- (3) 機械装置等で、その主要部分が特別な仕様により制作されたものであるため、その使用可能期間を通じて賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引
- (4) 建設工事用の仮設資材のように、その使用又は消費の状況からみてリース物件の特定が不可能と認められるものを対象とする取引
- (5) (1)～(4)までに掲げるリース取引以外のリース取引で、リース期間が法定耐用年数に比べて相当短く定められ、かつ、リース期間の中途又はリース期間の経過後賃借人がその物件を購入する権利又は義務を有する旨が定められているもの¹¹

¹⁰ 直法2-19, 直所3-25「リース取引に係る法人税及び所得税の取り扱いについて」1978年, 第2項

¹¹ 高木克己「「リース会計基準」と税務」『駒大経営研究』第29巻第1・2号, 駒沢大学経営研究所, 1998年, 130～131頁及び直法2-19, 直所3-25「リース取引に係る法人税及び所得税の取り扱いについて」1978年, 第2項

なお、(5)の「法定耐用年数に比べて相当短い期間」とは、リース期間がリース物件の法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは60%）に相当する年数を下回る期間であるかどうかにより判定される。

「リース会計基準」では、所有権移転ファイナンスリース取引（図2-1のb）に関しては、売買処理となり、所有権移転外ファイナンスリース取引（図2-1のc）に関しては、賃貸借処理となる¹²。また「実務指針」において所有権が借手に移転すると認められるリース取引の例が次のように列挙されている¹³。

- (1) リース期間終了後又はリース期間の途中で、所有権が借手に移転するリース取引
- (2) 借手に割安購入選択権¹⁴が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引
- (3) リース物件が、借手の用途等に合わせて特別に制作又は建設されたものであって、リース物件の返還後、貸手が第3者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

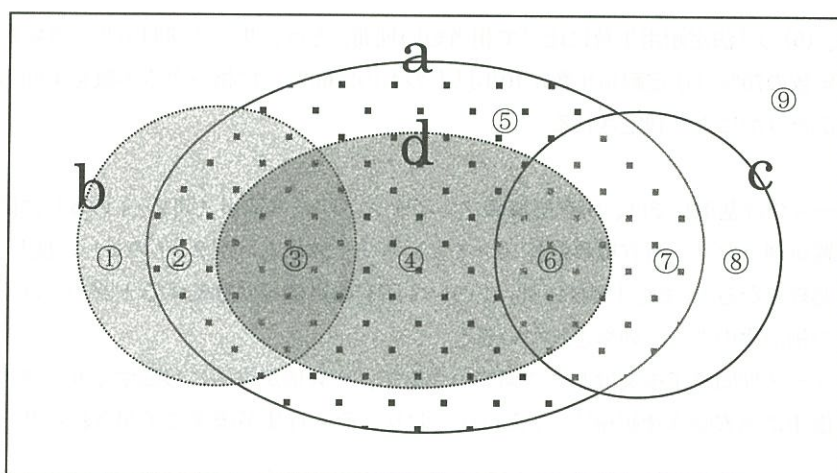
以上を総括し、図2-1にさらに「53年通達」の売買処理の範囲を重ね合わせた図が図3-1である。

図3-1の内、①は「リース会計基準」では、所有権が移転するため、ファイナンスリースとなり、売買処理となるが、「53年通達」では、ファイナンスリースの範囲外であるので、賃貸借処理となる。②は「リース会計基準」では、所有権が移転するため、ファイナンスリースとなり、売買処理となるが、「53年通達」では、ファイナンスリースの要件は満たしているものの、売買処理の条件は満たしていないため、賃貸借処理となる。③は「リース会計基準」では、所有権が移転するため、ファイナンスリースとなり、「53年通達」においても売買処理の範囲の条件を満たしているので売買処理となる。④は所有権が移転せず、所有権移転外ファイナンスリース取引の要件も満たさない、つまりオペレーティングリースであるため、「リース会計基準」では、賃貸借処理となるが、「53年通達」では、売買処理の範囲を満たしているため、売買処理となる。⑤「53年通達」上のファイナンスリースの要件を満たしているが、売買処理の範囲の要件を満たしておらず、また「リース会計基準」においても④と同じく、オペレーティングリースとなるため、「53年通達」、「リース会計基準」両方において賃貸借処理となる。⑥は「リース会計基準」において所有権移転外

¹² 企業会計審議会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」1993年、第3項

¹³ 日本公認会計士協会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」1994年、第2項

¹⁴ リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目価額又はその行使時点のリース物件の価額と比べて有利な価額で買い取る権利



- a・・・図2-1の「53年通達」のファイナンスリースの範囲。「53年通達」では、ファイナンスリースの範囲と売買処理の範囲は一致しない。
- b・・・図2-1の「リース会計基準」の所有権移転ファイナンスリース取引の範囲。売買処理となる。
- c・・・図2-1の「リース会計基準」の所有権移転外ファイナンスリース取引の範囲。賃貸借処理となる。
- d・・・「53年通達」の売買処理の範囲
- (1) リース期間がリース物件の法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは60%）に相当する年数を下回る取引他売買処理となる要件を満たす取引

図3-1 売買処理の範囲

ファイナンスリース取引となるので、原則規定は売買処理、例外規定では賃貸借処理であり、「53年通達」では、売買処理の範囲の要件を満たしているので、売買処理となる。⑦は「リース会計基準」において所有権移転外ファイナンスリース取引となるので、⑥と同様に原則規定は売買処理、例外規定では賃貸借処理となり、「53年通達」においてはファイナンスリースではあるものの売買処理の要件を満たさないで、賃貸借処理となる。⑧は「リース会計基準」において所有権移転外ファイナンスリース取引となるので、⑥、⑦と同様に原則規定は売買処理、例外規定では賃貸借処理となり、「53年通達」においてはオペレーティングリースであるので、賃貸借処理となる。⑨は「リース会計基準」、「53年通達」双方においてオペレーティングリースであるため、賃貸借処理となる。（表3-1 参照）

表 3-1 図 2-1 における「53年通達」と「リース会計基準」のリース区分

	「53年通達」	「リース会計基準」
①	賃貸借処理	売買処理
②	賃貸借処理	売買処理
③	売買処理	売買処理
④	売買処理	賃貸借処理
⑤	売買処理	賃貸借処理
⑥	売買処理	原則：売買処理 例外：賃貸借処理
⑦	賃貸借処理	原則：売買処理 例外：賃貸借処理
⑧	賃貸借処理	原則：売買処理 例外：賃貸借処理
⑨	賃貸借処理	賃貸借処理

4 売買処理・賃貸借処理それぞれの会計処理

4-1 リース物件の取得価額の検討

まず、「53年通達」においてリース物件の取得価額は、原則はそのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額であり、つまりこの場合、リース料に含まれている利息分も含むこととなる（以下、利息込みの取得原価を「総額法」と略す）。ただし、そのリース取引に係る契約書等により、そのリース料の額の合計額のうちリース会社におけるそのリース物件の取得価額からなる部分の金額を区分することができる場合には、そのリース会社におけるリース物件の取得価額からなる部分の金額を当該リース物件の取得価額とすることができるとされている。この場合は、リース料に含まれている利息は含まない（以下、利息抜き取得原価を「純額法」と略す）。しかし賃借人がリース会社におけるそのリース物件の取得価額からなる部分の金額を知り得るケースというのはほとんど皆無であるといえよう。

これに対し、「リース会計基準」は、「リース会計基準注解」において、純額法を原則とすると定めている。しかしこの場合でも「53年通達」の場合と同じく、リース会社におけるそのリース物件の取得価額からなる部分の金額を知り得るケースはまれであるので、総リース料を取得原価部分と利息分に分割するのは難しい。そこで「実務指針」では一定の割引率で割り引いた現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額を取得原価としてしている。一定の割引率とは貸手の計算利率を知り得る場合には、当該利率となり、知り得ない場合には、借り手の追加借入に適用されると合理的に見積もられる利率とされているが、貸手の計算利率は上述したように、貸し手における当該リース資産の取得価額が不明であるのと同様に、知り得ることは難しい。そこで必然的に借り手の追加借入利率を用いることとなる。

ここで問題なのは、上述のように「53年通達」では、純額法、総額法の両方を採用可としているものの、実際は純額法を採用することはほとんど不可能であり、総額法を選択せざるをえない状況にあるのに対して、「リース会計基準」では、純額法を原則としてしているところである。つまり、「リース会計基準」の適用により、純額法を採用しても、それは、「53年通達」における純額法を採用した場合の取得原価の算定要件をみたしておらず、課税所得計算時には、総額法に修正して計算する必要があるのである。このことから、たとえば、「リース会計基準」、「53年通達」双方で売買処理の要件を満たしている場合、所有権移転ファイナンスリース取引においては、取得原価は純額法となるが、「53年通達」においては、総額法となるため、修正が必要になる。ただし、「リース会計基準注解」での取得原価算定の例外規定である、総額法を採用すれば、課税所得計算時に修正する必要はない。

4-2 売買処理における費用の計上方法

「53年通達」では、リース取引が売買として取扱われるとき、当該リース取引に係る物件の引渡しの際に売買が行われたものとして取扱うとされている。つまり、実際に売買があった場合と同様に費用も計上されるため、その減価償却方法は、税務署にあらかじめ提出してある「減価償却資産の償却方法の届出」に記載されている償却方法に依ることとなる¹⁵。例えば、定率法で届けられていれば、定率法、定額法で届けられていれば、定額法となる。また、耐用年数については、法人税法で定められた年数による。

一方、「リース会計基準」では、所有権移転ファイナンスリース取引については、「実務指針」において、「自己の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法により減価償却額を算定する。この場合の耐用年数は、経済的使用可能期間とする。」とされている。つまり、耐用年数が経済的使用可能期間であるというところのみが「53年通達」と異なる点であるが、企業は経済的使用可能期間には事務の効率化のために法人税法で定められた年数を採用することが多いため、ほとんど同じ内容といえる。

所有権移転外ファイナンスリース取引については、「実務指針」において、「リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として減価償却費相当額を算定する」「償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から、企業の実態に応じたものを選定する」とされている。これと上述の「53年通達」、または所有権移転ファイナンスリース取引における「リース会計基準」と比較すると、2点異なるところがある。まず第一点は耐用年数であり、リース期間を耐用年数とすることは、通常の法人税法で定められた法定耐用年数を採用する「53年通達」ならびに所有権移転ファイナンスリース取引と比較し、短縮された期間での償却となる。そして第二点に償却方法に定率法が採用できないことが挙げられる¹⁶。また、所

¹⁵ 個人事業者の場合には、「所得税の減価償却資産の償却方法の届出手続」となる。

¹⁶ 定率法が採用できない理由については、谷島範恭「脚注開示を中心とした「リース会計基準」の研究」『地域公共政策研究』地域公共政策学会、第10号、2004年、87頁を参考とされたい。

有権移転外ファイナンスリース取引の場合、例外処理として、リース料支払い時に、リース料を経費に計上し、決算時に脚注で売買処理をおこなった場合の事項を表示する方法もあるが、その脚注での取得原価相当額の表示方法としては、「リース会計基準注解」において以下のように規定されている。「未経過リース料(通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理されている部分を除く。)が当該期末残高及び有形固定資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合には、リース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定に当たり、リース取引開始時に合意されたリース料総額及び期末現在における未経過リース料から、これらに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。」(注4) また、上述の重要性が乏しい割合とは、「実務指針」において以下のように定義されている。

- i 以下の式の割合が10%以下の場合

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高}}{\text{未経過リース料の期末残高} + \text{有形固定資産の期末残高}}$$

- ii 以下の式の割合が5%以下の場合

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高}}{\text{未経過リース料の期末残高} + \text{有形固定資産の期末残高}}$$

以上 i、ii の式の内いずれかを満たせば、重要性が乏しいと判断され、注記事項における取得原価相当額の表示方法は純額法となり i、ii の式双方の割合を満たさなければ、総額法となる。

4-3 「53年通達」、「リース会計基準」の賃貸借処理、売買処理それぞれにおける会計処理の総括

以上4-1、4-2の内容を総括したものが表4-1である。この内、まず2段目の「リース会計基準」所有権移転は所有権が移転することによって「リース会計基準」の適用により、売買処理となる。3段目の「リース会計基準」所有権移転外(原則)は所有権は移転しないものの、「リース会計基準」の適用により、売買処理となる取引で、原則法の売買処理を採用した場合を指す。4段目の「リース会計基準」所有権移転外(例外)は3段目と同様に所有権は移転しないものの、「リース会計基準」の適用により、売買処理となる取引で、例外処理を採用した場合の注記事項の内容を示している。また取得原価算定の際の重要性の判断については、上述4-2の式の割合による。

「53年通達」、「リース会計基準」両方で同様の会計処理であれば、法人税申告書作成時には、修正計算ならびに申告調整をおこなう必要はない。しかし、異なった会計処理であれば、修正計算ならびに申告調整を余儀なくされる。このことを詳細に分析するために、表4-1を図3-1のそれぞれの番号に当てはめたものが、表4-2である。

表 4-1

	取得原価		耐用年数	減価償却方法
「53年通達」	総額法		法定耐用年数	定率法可
「リース会計基準」 所有権移転	純額法		経済耐用年数	定率法可
「リース会計基準」 所有権移転外（原則）	純額法		リース期間	定率法不可
「リース会計基準」 所有権移転外（例外）	重要性が 乏しい	総額法	リース期間	定率法不可
	重要性が 乏しくない	純額法		

この表の中で、まず、明らかに修正を必要としないのは、⑤と⑨、つまり[53年通達]、
「リース会計基準」両方で賃貸借処理と判断される取引であるが、このケースはそもそも、
「リース会計基準」でオペレーティングリースと判断される取引であり、注記事項として
①1年以内のリース期間に係る未経過リース料、②1年を超えるリース期間に係る未経過
リース料の開示が必要であるものの、従来のレンタルと同様、賃貸借の性質が強く、会計
処理上の問題はない。①と②は、「リース会計基準」の規定において売買処理していたもの
を、申告調整によって、賃貸借処理に修正する必要がある。③は、減価償却方法は、両方
が定率法可であり、償却方法が同じであれば修正の必要はなく、また耐用年数に関しても、
同じであるので、修正の必要はない。ただし、取得原価算定時に「53年通達」では、総額
法、「リース会計基準」では、純額法となっており、修正が必要である。④は「リース会計
基準」の規定において賃貸借処理していたものを、申告調整によって、売買処理に修正す
る必要があり、取得原価は、総額法なのでリース料総額をそのまま計上すればよいが、減
価償却は改めて計算することが必要になってくる。⑥は、まず「リース会計基準」におい
て原則である売買処理を採用すれば、取得原価は③のケースと同様に純額法から総額法へ
の修正が必要である。減価償却方法は「リース会計基準」では、定率法が採用できないの
で、「53年通達」基準において定率法を採用していれば、修正が必要となる¹⁷。また、耐用
年数は、「リース会計基準」では、リース期間であるのに対して、「53年通達」基準では、
法定耐用年数であるのでさらに修正が必要である。次に「リース会計基準」において例外
規定である賃貸借処理を採用すれば、注記情報における取得原価は、割合が10%を超えた
取引に関しては、純額法となり、「53年通達」基準とは異なり、再計算が必要になる。また、
割合が10%以下の取引に関しては、総額法となり、再計算の必要はない。減価償却方法ま
たは耐用年数に関しては、売買処理を採用した場合と同じく、注記情報における耐用年数
は、リース期間であり、減価償却方法は定率法不可であるため、再計算を余儀なくされる。

¹⁷ ただし、この場合、定率法以外で両基準において同様の償却方法を採用していても、耐用年数が異
なるため、結局は再計算が必要となる。

表 4-2

	取得原価		減価償却方法		耐用年数	
	「53年通達」	「リース会計基準」	「53年通達」	「リース会計基準」	「53年通達」	「リース会計基準」
①	—	純額法	—	定率法可	—	経済耐用年数
②	—	純額法	—	定率法可	—	経済耐用年数
③	総額法	純額法	定率法可	定率法可	法定耐用年数	経済耐用年数
④	総額法	—	定率法可	—	法定耐用年数	—
⑤	—	—	—	—	—	—
⑥	総額法	原則：純額法 例外：— (重要性乏：注記 純額法) (重要性非乏：注記 総額法)	定率法可	原則：定率法不可 例外：— (注記 定率法不可)	法定耐用年数	原則：リース期間 例外：— (注記 リース期間)
⑦	—	原則：総額法 例外：— (重要性乏：注記 純額法) (重要性非乏：注記 総額法)	—	原則：定率法不可 例外：— (注記 定率法不可)	—	原則：リース期間 例外：— (注記 リース期間)
⑧	—	原則：総額法 例外：— (重要性乏：注記 純額法) (重要性非乏：注記 総額法)	—	原則：定率法不可 例外：— (注記 定率法不可)	—	原則：リース期間 例外：— (注記 リース期間)
⑨	—	—	—	—	—	—

⑦、⑧に関しては、「リース会計基準」においては、⑥と同じであり、「53年通達」基準では、毎期、リース料の計上のみとなる。この場合、原則規定の売買処理を採用すれば、取得原価が純額法となり、再計算が必要になる。例外規定の賃貸借処理を採用すれば、割合が10%を超えた取引に関しては、注記情報における取得原価が純額法となり、再計算が必要になるが、10%以下の取引に関しては、総額法となり、リース料の総額となるので、簡単に求めることができる。また減価償却もリース期間内の償却であるので、再計算を行う必要はない。

これらからわかるとおり、事務の簡素化という点から考察すれば、⑦と⑧のケース、その中でも例外規定である賃貸借処理を採用し、かつ割合が10%以下であるため、注記情報における取得原価が総額法となる取引がもっとも効率的であるということがわかる。

5 逆基準性の問題

逆基準性論とは、税務会計に対する企業会計の基準性を意味したはずの確定決算基準が、現実には、企業会計に対する税務会計の基準性として逆作用し、節税動機が企業会計に持ち込まれる結果、経営業績の適正な測定という企業会計本来の目的が阻害されている¹⁸ということを意味する。また、醍醐[1994]では、これまで、確定決算基準の弊害と指摘されてきた逆基準性は、以下の事象を指して多義的に論じられてきたとしている。まず第一に「法人税法が課税所得の計算にあたって、諸償却費や各種引当金への繰入について画一的な損金算入限度額を設けているために、企業会計上でもこの税務上の上限額が事実上の費用計上基準になり、企業ごとの実態に見合った費用が計上されにくくなること」、第2に「会計基準を新設したり変更したりするときに、企業が税務上の不利益を理由にしばしばそれに反対するために作業が難航すること」、第3に「法人税法が損金参入の前提条件として、費用性を認め難い項目についてまで企業会計上で損金経理することを要求すること」である。

これらの以前より指摘されてきた逆基準性の弊害を、本稿で検討してきたリース会計の視点で考察すれば、第2の事象が目にとまる。それは1993年における「リース会計基準」設定の際に、それ以前にリース会計の規範となっていた「53年通達」の影響を受けているかどうかということであるが、これは第4章の「売買処理・賃貸借処理それぞれの会計処理」のところで明らかとなった。第4章で考察したように、「リース会計基準」と「53年通達」を比較すると、その会計処理は原則規定だけをみれば、共通しているところがほとんどないが、例外規定の所有権移転外ファイナンスリース取引においては、「53年通達」と同様に賃貸借処理を容認しており、そのことが「53年通達」の影響を受けた結果であるとみることとはできる。しかし、このことが、直ちに、上述第2の事象「会計基準を新設したり変更し

¹⁸ 醍醐聰，前掲書（注3），41頁

たりするときに、企業が税務上の不利益を理由にしばしばそれに反対するために作業が難航すること」によりもたらされた結果であるかどうかは疑問である。それはなぜなら、「税務上の不利益」を単純に税額の大小と解釈すれば）所有権移転外ファイナンスリース取引で、原則の売買処理を採用しようが、例外規定の賃貸借処理を採用しようが、法人税等の計算を行う際には、税務上の規定に従い申告調整を行うため、どちらかの規定を採用することにより、税額に差が生じるということはないからである。現行の法人税法の条文をそのまま解釈すればこのような考え方になる。しかし、ここで着目すべき報告書がある。それは、2004年3月に企業会計基準委員会より公表された「所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理に関する検討の中間報告」である。この報告書の内容は、所有権移転外ファイナンスリース取引の例外処理を廃止すべきかどうかについて賛成意見と反対意見の概要を整理し、今後の審議の参考とするというものである。その中で本稿の内容と照らし合わせて、着目すべき箇所は、「例外処理を存続すべきとの意見」の中の「税務との関係」であり、要約すると次のようになる。

- ア) 我が国の税法は、いわゆる確定決算主義を採用しており、会計上、所有権移転外ファイナンスリース取引を売買処理に統一した場合、税務においても賃貸借性が否定され、売買処理となる可能性があり、その場合、リース事業の基盤が損なわれるおそれ大きい。
- イ) 貸手において、賃貸借処理を売買処理に変更し、税務上も同様に取引扱われた場合、賃貸借処理のときよりも課税所得が専攻して計上される。また、税務上は賃貸借として取引扱われた場合、会計上売買処理が採用されると減価償却費が計上されなくなり、リース終了時まで減価償却費相当額の損金参入が認められないおそれがある。
- ウ) 税務上の取扱いが会計と異なる場合には、申告調整が認められるか不明であり、申告調整が認められた場合でも、事務負担が大きなものとなる可能性がある。

(ア)(イ)(ウ)とも結局は、会計上、売買処理を選択した場合に法人税の計算過程で申告調整がなされ、賃貸借処理した場合と同様の税額となるかどうかという問題である。本稿では、申告調整が行われるということを前提としているので、上記で「リース会計基準」設定の際には、第2の事象が影響しているかどうかは疑わしいとしたが、この中間報告に見られるように、1994年の「リース会計基準」設定の際にも、企業会計審議会の委員が申告調整自体に不信感を抱いており、その結果例外規定を設けたのであれば、第2の事象の逆基準性があつたということになる。また、第2の事象の「税務上の不利益」を単なる税額の面だけではなく、事務効率の面にまで広げて解釈すれば、上記ウ)「申告調整が認められた場合でも、事務負担は大きくなる」ということも逆基準性要因の一つであるといえることができる。

6 おわりに

本稿では、「リース通達」と「リース会計基準」について、ファイナンスリースの意義や会計処理方法等の相違点を詳細に分析し、その結果、企業にとってもっとも効率のよい会計処理、並びにもっとも都合のよいリース取引を検証した。そして「リース会計基準」設定の際には「リース通達」の影響をどのように受けたかを考察した。具体的には以下の結論が導き出された。まず第2章ではファイナンスリースの意義について、「リース通達」、「リース会計基準」各々の規定を比較した。その結果、計算方法は異なるものの、双方ともノンキャンセラブル、フルペイアウトの要件を満たす取引をファイナンスリースとしていることがわかった。ただし、「リース会計基準」では、所有権の移転を条件にさらにファイナンスリースを細分化しているが、「リース通達」ではそういった分類はなく、結果、ファイナンスリース取引の範囲は両基準の定義により図2-1のように6パターンに分けられるということがわかった。第3章ではさらにファイナンスリースの中でも売買処理となる要件について両基準の定義を比較検討した。「リース会計基準」については所有権移転ファイナンスリース取引は売買処理、所有権移転外ファイナンスリース取引は原則として売買処理、例外として賃貸借処理となるため、図2-1の分類がそのまま、売買処理となる要件と一致するが、「リース通達」では、ファイナンスリースの範囲と売買処理の範囲が一致しないため、図2-1にさらに売買処理となる範囲を重ね合わせ図3-1を作成した。その結果、理論上9パターンの取引形態が考えられるということがわかった。第4章ではまず、両基準の会計処理を整理し(表4-1)、それを図3-1のそれぞれの番号に当てはめ、表4-2を作成した。その結果、事務効率の観点から考察すれば、図3-1の⑦(「リース会計基準」で所有権移転外ファイナンスリース、「リース通達」でファイナンスリースではあるが、売買処理となる要件を満たさない取引)と⑧(「リース会計基準」で所有権移転外ファイナンスリース、「リース通達」でオペレーティングリース)のケースがもっとも有効であるということがわかった。第5章では、「リース会計基準」設定の際の逆基準性について考察したが、2004年3月に公表された「所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理に関する中間報告」を参考にし、「リース会計基準設定」の際にも所有権移転外ファイナンスリースの会計処理を原則の売買処理に限定してしまえば、税法上の会計処理自体が同様に変更されるおそれがある、また、税務上の取扱いが会計と異なる場合には、申告調整が認められない可能性があるというような考え方をもとに、所有権移転外ファイナンスリースの会計処理に例外規定を設けたのであれば、「リース会計基準設定」の際に逆基準性があったということになるという結論に達した。

【参考文献】

- 新井清光、加古宜士『リース取引 会計基準詳解』中央経済社、1994年
 新井清光、北村吉弘『リース会計と実務』税務経理協会、1995年

醍醐聡「確定決算主義と逆基準性」『JICPA ジャーナル』第6巻第5号，1994年

高木克己「「リース会計基準」と税務」『駒大経営研究』第29巻第1・2号，駒沢大学経営研究所，1998年

武田隆二『法人税法精説』森山書店，2000年

田中健二『オフバランス取引の会計』同文館，1991年

谷島範恭「脚注開示を中心とした「リース会計基準」の研究」『地域公共政策研究』地域公共政策学会，第10号，2004年

中央青山監査法人・税理士法人中央青山『リース取引の会計・税務』税務研究会出版局，2004年

茅根 聡『リース会計』新世社，1998年

新見和彦、間所徹『リース取引の会計システム』中央経済社，1996年

根津文夫「リースと会計」『社会と会計』大月書店，1996年

野崎清人、藤野信雄『リース取引の税務と会計〔九訂版〕』清文社，1991年

宮内義彦『リースの知識』日本経済新聞社，2002年